(参考資料3)電力・ガス取引監視等委員会の建議など(令和3年9月~令和4年8月)

<勧告・建議>

	令和3年9月	
	~令和4年8月	
	件数	内訳
事業者勧告 【第 66 条の 12 第 1 項】	0	
建議 【第 66 条の 14 第 1 項】	4	・「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について ・「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建 議について ・「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向け た市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定に関 する建議 ・「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建 議

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	令和3年9月 ~令和4年8月	
小売電気事業登録	44	
【第2条の2】		
小売登録の取消し	1	
【第2条の9】	1	
小売供給登録	0	
【第 27 条の 15】	0	
特定供給の許可	3	
【第27条の30第1項】	3	
卸電力取引所業務規程変更認可	4	
【第 99 条第 1 項】	4	
卸電力取引所事業計画・収支予算認可	1	
【第 99 条の 6】	1	

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】 電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】 電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可 【第 28 条の 48】 電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】 世緒区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾政正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 20 条第 1 項】 記述供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 列条第 1 項】 記述供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 列条第 1 項】 記述供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 列条第 1 項】 記述供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 列金 直法的 1 (※ 1) 記述供給等約款の変更の記述した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾政正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 中庭 正規則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 記述代給等約款の変更の認可 「第 18 条 1 項】 記述代給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記述供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記述代給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記述代給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記述代給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記述代給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 記述代給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 記述代給等的表の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 記述代給等的表の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 記述代給等的承認申請 【再 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	離島供給に係る約款以外の供給条件の承認	84	
(第28条の46第1項] 電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第28条の41第3項】 電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可 【第28条の48】 電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第28条の48】 電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第28条の49】 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第24条第1項】 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第2弾政正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第21条第1項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第20条第2項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第20条第1項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第2弾政正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第18条第3項により なおその効力を有する旧法第18条第2項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第2弾政正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 正送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 正送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 再生可能エネルギー電気創供給特例承認申請	【第 21 条第 2 項ただし書】 電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可	9	
第28条の41第3項 電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可	【第 28 条の 46 第 1 項】	2	
(第 28 条の 41 第 3 項) 電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可 【第 28 条の 48】 電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 彈改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の屈出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 彈改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 彈改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 市生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可	ર	
事業計画の認可 【第 28 条の 48】 電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 記送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 記述供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	【第 28 条の 41 第 3 項】	U	
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 [第 28 条の 49] 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について [第 24 条第 1 項] 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 [第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書] 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 [第 20 条第 2 項ただし書] 最終保障供給約款の変更の届出 [第 2 0 条第 1 項] 託送供給等約款以外の供給条件の認可について [第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書] 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について [第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項] 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 [第 19 条第 1 項] 託送供給等約款の変更の認可 [第 18 条 1 項] 託送供給等約款の変更の認可の取消し [第 18 条 1 項] 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	電力広域的運営推進機関の予算及び		
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認	事業計画の認可	1	
(第 28 条の 49] 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	【第 28 条の 48】		
(第 28 条の 49) 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 20 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 正送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認	1	
(第 24 条第 1 項) 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】	【第 28 条の 49】	1	
(第 24 条第 1 項) 特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 20	供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	9	
【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 記送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 正送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	【第 24 条第 1 項】	3	
なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】 最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 和生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	特定小売供給約款以外の供給条件の認可		
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 正送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 和 20	【第2弾改正法附則第16条第3項により	148	
(第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 正送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】		
【第 20 条第 2 項ただし書】 最終保障供給約款の変更の届出 【第 2 0 条第 1 項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 記送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認	C	
 【第20条第1項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第18条第2項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 	【第 20 条第 2 項ただし書】	О	
(第20条第1項】 託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第18条第2項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 20	最終保障供給約款の変更の届出	1 (\% 1)	
【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第18条第2項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 記送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	【第20条第1項】	1 (%1)	
なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】 原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 正送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	託送供給等約款以外の供給条件の認可について		
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】	【第2弾改正法附則第16条第3項により	151	
経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 20	なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】		
【第2弾改正法附則第16条第3項により なおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	原価算定期間に相当する年数が経過した後に		
【第2弾改正法附則第16条第3項によりなおその効力を有する旧法第23条第1項】 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第19条第1項】 託送供給等約款の変更の認可 【第18条1項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第18条1項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 20	経済産業省毎年行う定期的な評価について	1 (\% 1)	
 一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】 10 (※ 1) 10 (※ 1) 10 (※ 1) 0 18 条 1 項】 18 条 1 項】 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 	【第2弾改正法附則第16条第3項により	1 (%1)	
 【第 19 条第 1 項】 託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 	なおその効力を有する旧法第23条第1項】		
【第 19 条第 1 項】	一般送配電事業者の収支状況の事後評価	10 (\\'.	
 【第 18 条 1 項】 託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 	【第 19 条第 1 項】	10 (** 1)	
【第 18 条 1 項】	託送供給等約款の変更の認可	0	
【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 20	【第 18 条 1 項】		
【第 18 条 1 項】 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 20	託送供給等約款の変更の認可の取消し	0	
20	【第 18 条 1 項】	U	
【再エネ特措法第 18 条第 2 項ただし書】 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請	00	
	【再エネ特措法第 18 条第 2 項ただし書】	20	

(2) ガス

	令和3年9月 ~令和4年8月
ガス小売事業登録 【第3条】	0
ガス小売事業変更登録 【第7条第1項】	27
指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可 【第3弾法附則第22条第4項によりなおその効力を有す る旧法第20条但し書】	36
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	19
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定の解除 【第2弾改正法附則第22条第2項】	2 (うち1(※1))
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第2弾改正法附則第23条第1項】	7
原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【第3弾法附則第22条第4項により なおその効力を有する旧法第18条第1項】	1 (※1)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	0
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況 の事後評価 【第49条第3項、第50条第1項、第76条第4項及び第 77条第3項】	1 (※1)
託送供給約款以外の供給条件の認可 【第 48 条第 3 項ただし書】	59
一般ガス導管事業者たる法人の分割の認可 【第 42 条第 2 項】	3

(3) 熱

	令和3年9月
	~令和4年8月
熱供給事業登録	1
【第3条】	1
熱供給事業変更登録	1
【第7条第1項】	1

<地方経済産業局長等からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	令和3年9月	
	~令和4年8月	
特定供給の許可	20 (* 0)	
【第27条の31第1項】	32 (※ 2)	

(2) ガス

	令和3年9月	
	~令和4年8月	
ガス小売事業者の登録	8 (※2)	
【第3条】	8 (%2)	
ガス小売事業の変更登録	0F (Y 0)	
【第7条第1項】	25 (※2)	
指定旧供給区域等小売供給約款以外の特例認可		
【第3弾法附則第22条第4項、旧ガス事業法第20条ただし	0	
書】		
指定旧供給区域等の変更の許可	0	
【第3弾法附則第23条第1項】	0	
指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可	0	
【第3弾法附則第24条第1項】	0	
指定旧供給地点の指定解除	70 (\% 0)	
【第3弾法附則第28条第2項】	79 (※2)	
指定旧供給地点小売供給約款以外の特例認可	61 (※2)	

指定旧供給地点の変更の許可 【第 3 弾法附則第 29 条第 1 項】 指定旧供給地点小売供給的款の変更の認可 【第 3 弾法附則第 30 条第 1 項】 一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第 48 条第 1 項】 記送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】 記送供給約款の特例認可 【第 48 条第 3 項ただし書】 最終保障供給の特例承認 【第 51 条第 2 項ただし書】 特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第 76 条第 1 項ただし書】 特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第 76 条第 1 項たと書】 日簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】 日簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】 日簡易ガスみなし小売事業をあ法人の合併の 認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】 一般ガス導管事業の供給区城等の変更認可 【第 40 条第 1 項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※ 1)	【第3弾法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の6第 2項ただし書】		
(第3弾法附則第29条第1項] 10 (※2) 指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 10 (※2) (第3弾法附則第30条第1項] 10 (※2) 一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 9 (※2) (第48条第1項ただし書] 5 (※2) (第48条第2項] 5 (※2) 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【第3 準法附則第30 条第1項】 一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第48 条第1項ただし書】 託送供給約款の変更認可 【第48 条第2項】 託送供給約款の物例認可 【第48 条第3項ただし書】 最終保障供給の特例承認 【第51条第2項ただし書】 母終保障供給の特例承認 【第51条第2項ただし書】 特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第76条第1項ただし書】 特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第76条第1項ただし書】 旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第3 弾法附則第28 条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3 弾法附則第28 条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】 の (※2) 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業の高併及び分割の認可 【第42条第1項】 「第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)		88	(※2)
「第 3 弾法附則第 30 条第 1 項] 10 (※2) 一般ガスの託送供給約款の制定不要承認			
一般ガスの託送供給約款の制定不要承認		10	(※2)
(第 48 条第 1 項ただし書) 1			
		9	(※2)
(第 48 条第 2 項) 託送供給約款の特例認可 【第 48 条第 3 項ただし書】 最終保障供給の特例承認 【第 51 条第 2 項ただし書】 特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第 76 条第 1 項ただし書】 1 簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 40 条第 1 項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)			
		5	(※2)
【第 48 条第 3 項ただし書】			
最終保障供給の特例承認 【第 51 条第 2 項ただし書】 特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第 76 条第 1 項ただし書】 旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 40 条第 1 項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業のの併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※ 1)		24	(※2)
(第 51 条第 2 項ただし書) 特定ガス託送供給約款の制定不要承認 [第 76 条第 1 項ただし書] 旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 40 条第 1 項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について ー般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※ 1)			
特定ガス託送供給約款の制定不要承認			0
(第76条第1項ただし書) 旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について ー般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)			
日簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2(※1)	特定ガス託送供給約款の制定不要承認	5	(*2)
議受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	【第 76 条第 1 項ただし書】		(/•(= /
【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び		
有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 40 条第 1 項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について ー般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※ 1)	譲受けの認可		
準用する第10条第1項】 旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 の般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について ー般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を	0	(※2)
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】	有する旧ガス事業法第37条の7第1項が		
認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について の(※2) 原価算定期間又は原資算定期間について の(※1)	準用する第10条第1項】		
【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について の(※2) 「無ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2(※1)	旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の		
有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 40 条第 1 項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	認可		
 準用する第10条第2項】 一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 「第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2(※1) 	【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を	3	(※2)
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第 40 条第 1 項】 64 (※ 2) 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 3 (※ 2) 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 0 (※ 2) 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 5 (※ 1) 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※ 1)	有する旧ガス事業法第37条の7第1項が		
 【第 40 条第 1 項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第 42 条第 1 項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1) 	準用する第10条第2項】		
 【第40条第1項】 一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2(※1) 	一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可	C.4	(>, 0)
【第 42 条第1 項】 3 (※2) 一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 0 (※2) 【第 42 条第 2 項】 5 (※1) 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 5 (※1) 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	【第 40 条第 1 項】	64	(* 2)
【第 42 条第 1 項】	一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可		(%2)
【第 42 条第 2 項】 0 (※2) 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について 5 (※1) 一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	【第 42 条第 1 項】	3	
【第 42 条第 2 項】 原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について -般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可		(\\\.)(\\.)
行う定期的な評価について5 (※1)一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価2 (※1)	【第 42 条第 2 項】	0	(* 2)
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 2 (※1)	原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度		()*(-)
$(2 \ (\% \ 1))$	行う定期的な評価について	5	(※1)
【第 49 条第 3 頂及び第 50 条第 1 頂】	一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価		
	【第 49 条第 3 項及び第 50 条第 1 項】	2	(※1)

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事 後評価

【第49条第3項、第50条第1項、第76条第4項及び第77 条第3項】 8 (※1)

- (※1)任意の意見聴取に対して回答している。
- (※2) 電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許認可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が事務局から報告を受けた内容(令和3年4月~令和4年3月までの実績及び令和4年4月~令和4年8月)を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。